

◆手数料の無い届出等は郵送で受付ます。

新型コロナ感染拡大防止のため、手数料が不要な下記の届出書類等は当面の間郵送でも受付します。

〈郵送受付可能届出等〉

- 開発行為等事前協議申請（正・副）
- 開発行為等事前協議結果に対する回答書（正）
- 都市計画法（開発許可関係）
工事着手届（正）、工事完了届（正・副）、公告前承認申請（正・副）、変更届（正・副）、
80条の報告（正・副）
- 都市計画法第53条
許可申請書（正・副）
- 地区計画
届出（正・副）、変更届（正・副）、工事取止め届（正）
- 建築基準法
工事監理者決定（変更）届（正）・工事施工者決定（変更）届（正）・
工事取止届（正）、申請取下届（正）、名義変更届（正）、除却届（正）
- 長期優良住宅
申請取下書（正・副）、工事完了報告書（正）、取りやめ申出書（正・副）、
状況報告書（正・副）
- 建築物省エネ法に基づく認定住宅
申請取下書（正・副）、工事完了報告書（正・副）、取りやめ申出書（正・副）、
状況報告書（正・副）
- 都市の低炭素法に基づく低炭素住宅
申請取下書（正・副）、軽微な変更届（正）、工事完了報告書（正）、
取りやめ申出書（正・副）、状況報告書（正・副）

【注意事項】

- 受付日は到着日とします。
- 郵送事故については責任を負いかねます。
- 書類に別添の送付票を添付して送付してください。
- 副本の返却を郵送で希望される場合は、返信用封筒に返信先の住所等を記載し、相当の切手を貼って同封してください。（信書を送付できない郵送サービスは不可。なお、返送には配達証明サービスの利用が必要となります。）
- ご不明な点やその他の申請等の取扱いについては各担当へご相談ください。

問合せ先 0480-92-1111 建築課 開発指導担当（内線232・233）
建築担当（内線234）